

証券コード 1439

2024年3月8日

(電子提供措置の開始日 2024年3月5日)

株 主 各 位

名古屋市中区栄二丁目2番23号

株式会社 安江工務店

代表取締役社長 山本賢治

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.yasue.co.jp/ir/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスしていただき、簡易検索で「銘柄名（会社名）」または「証券コード」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席いただけない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」に従って、**2024年3月26日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

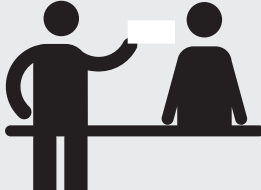
1. 日 時 2024年3月27日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市中区栄二丁目2番5号
電気文化会館5階 イベントホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第49期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第49期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件決議事項
第1号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
4. 議決権行使に関する事項
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否が表示されていない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - (2) 書面（郵送）及びインターネットにより重複して議決権が行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
 - (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

以 上

-
- 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次の事項を除いております。
 - ・事業報告の「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要」「株式会社の支配に関する基本方針」「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - 本株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - 本株主総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして、ご出席の株主様との懇親会を開催いたします。懇親会は約30分を予定しており、飲食等のご提供はございません。

議決権行使のお手続きについて

株主総会にご出席される場合



株主総会
開催日時

2024年3月27日(水)午前10時

(受付開始：午前9時30分)

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

■ 当日ご出席の場合は、書面またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会にご出席されない場合

インターネット



行使期限

2024年3月26日(火)午後5時30分まで

スマートフォン、パソコン等の端末から「議決権行使サイト」にアクセスしていただき、画面の案内に沿って議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は次ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

注意事項

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

■ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主様のご負担とさせていただきます。

郵送



行使期限

2024年3月26日(火)午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン、パソコン等から「議決権行使サイト」にアクセスしていただき、画面の案内に沿って行使いただきますようお願いいたします。



QRコードを読み取る方法 (スマートフォン・タブレット等)

同封の議決権行使書用紙の右下に記載の「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要で議決権行使サイトにアクセスできます。

以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

議決権行使書
〇〇〇株式会社 御中
株主様 御名 議決権の数 股

議案		採否に対する賛否	
議案番号	議案名	採	否
第一号			
第二号			
第三号			

現在お持ちの議決権行使書は、議決権行使書用紙に記載の議決権の数に1票あたり1票となります。

お 願 い
1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を携帯してご出席ください。ご出席の際は、議決権行使書用紙に記載の議決権の数に基づき、議決権行使を行います。議決権行使書用紙に記載の議決権の数に基づき、議決権行使を行います。議決権行使書用紙に記載の議決権の数に基づき、議決権行使を行います。

ログイン用QRコード
ログインID
〇〇〇-1111-1111-333
仮パスワード
〇〇〇〇〇〇



ログインID・仮パスワードを入力する方法 (パソコン等)

議決権行使サイトのご利用方法

- 1 議決権行使サイトにアクセスする
<https://evote.tr.mufg.jp/>

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行 証券代行部

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合は、必ず事前に「本サイト利用同意書」および「本サイト利用ID」をご入力ください。

本サイト利用同意書
本サイト利用ID

上記記載内容をご入力される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

「次の画面へ」をクリック

- 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。

ログインID 485 485 485

パスワード
または仮パスワード (半角)

「ログイン」をクリック

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

パスワード変更

以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ (ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 フリーダイヤル **0120-173-027** (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役全員は任期満了となります。

つきましては、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会の答申を経ており、また、監査等委員会はすべての取締役候補者について適任であると判断しております。

監査等委員でない取締役候補者は次の通りであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所有する当社 の株式の数
1	やまもと けんじ 山本賢治 (1962年2月12日生) (再任)	2002年11月 2003年9月 2005年4月 2009年5月 2013年4月 2016年3月 2019年1月	(株)トーマー (現(株)メニコネクト) 入社 当社入社 営業企画支援室室長 当社総務企画部部长 当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 当社代表取締役社長 執行役員 最高執行責任者(COO)	135,140株
	(取締役候補者とした理由)			
	同氏は、2009年5月の取締役就任以来、経営全般に携わり、当社のあらゆる事業に精通し、豊富な経験と広い知識を有しております。2019年1月からは当社代表取締役社長 最高執行責任者(COO)として経営指揮を執り、また、2021年4月からは最高経営責任者 (CEO) を兼任して当社グループ全体を統括して役割を果たしていることから、今後も当社グループの企業価値向上と持続的成長に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所有する当社 の株式の数
2	<p style="text-align: center;">い ん だ あ き ひ こ 印 田 昭 彦 (1974年11月4日生) (再任)</p>	<p>1997年 4 月 2008年10月 2011年 4 月 2014年 4 月 2015年 3 月 2019年 1 月 2019年 1 月 2020年 1 月 2020年10月 2022年 3 月</p>	<p>名古屋トヨペット(株)入社 当社入社 当社千種店店長 当社管理部部長 当社取締役 事業サポート部部长 当社取締役 常務執行役員 事業サポート部 部長 (株)トーヤハウス監査役 (現任) アプリコット(株)監査役 (現任) (株)MIMA監査役 (現任) 当社常務取締役 執行役員 (管理部門担当) 事業サポート部部长 (現任)</p>	33,360株
<p>(取締役候補者とした理由) 同氏は、住宅リフォーム事業の店長を経て管理部長を経験し、当社の業務全般に精通し、豊富な業務経験と専門的見識を有しております。2015年3月の取締役就任からは企画マーケティング・人事総務・法務等を統括する管理担当として経営に携わっており、今後も当社グループの発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所有する当社 の株式の数
3	にっ た よし ま さ 新 田 義 正 (1974年4月16日生) (再任)	2008年12月 2014年 3月 2014年10月 2015年 4月 2017年 3月 2018年 8月 2019年 1月 2022年 3月 2022年 3月 2022年 3月 2023年 3月 2024年 1月	(株)ユーアイファクトリー入社 当社入社 当社春日井店店長 当社住宅リフォーム事業部事業部長 当社取締役 住宅リフォーム事業部事業部長 (株)トーヤハウス代表取締役社長 当社取締役 常務執行役員 (株)トーヤハウス代表取締役 (株)M I M A代表取締役 (現任) 当社常務取締役 執行役員 (事業部門担当) (現任) アプリコット(株)代表取締役 (現任) (株)トーヤハウス代表取締役社長 (現任)	16,660株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>同氏は、2015年4月より主力の住宅リフォーム事業を責任者として牽引し、同事業の発展に携わってまいりました。また、2018年8月より当社子会社の代表取締役社長として、さらに、2022年3月からは当社グループの営業部門における幅広い領域で責任者を務めるなど、企業経営ならびに営業に関する豊富な知識と経験を有しております。今後も当社グループの発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所有する当社 の株式の数
4	か ね こ と も な り 金 子 智 成 (1979年8月1日生) (再任)	2013年4月	(株)フレッシュハウス入社	800株
		2015年2月	当社入社	
		2015年4月	当社春日井店店長	
		2017年6月	当社住宅リフォーム事業部事業副部長	
		2019年1月	当社執行役員 住宅リフォーム事業部事業副部長	
		2020年1月	アプリコット(株)代表取締役副社長	
		2021年1月	(株)N-Basic代表取締役社長	
		2021年3月	当社上級執行役員 住宅リフォーム事業部事業副部長	
		2022年3月	当社取締役 執行役員 住宅リフォーム事業部事業部長 (現任)	
(取締役候補者とした理由)				
同氏は、2017年6月より住宅リフォーム事業部事業副部長を務め、また、2021年1月より当社子会社代表取締役社長として、グループ会社間のシナジー創出に貢献してまいりました。2022年3月からは住宅リフォーム事業部事業部長に就任し、主力事業の責任者として住宅リフォーム事業の発展に携わっており、今後もその豊富な経験と実績を活かすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としております。				

- (注)
- 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 当社は、役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要については、「事業報告 4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載の通りであります。本議案において各候補者の選任が承認可決された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 - 山本賢治氏の所有する株式数には、同氏の資産管理会社である合同会社ヤマモト・トラストが所有する株式数116,500株を含めて記載しております。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役時田光一郎氏及び中浜明光氏は任期満了となります。

つきましては監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次の通りであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所有する当社 の株式の数
1	ときだ こういちろう 時 田 光 一 郎 (1949年5月18日生) (再任)	1972年 4月	(株)東海銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行	4,400株
		1999年 6月	中央監査法人入所	
		2007年 8月	有限責任あずさ監査法人入所	
		2011年 8月	中央朝日コンサルティング(株)入社	
		2013年12月	キャリアオ技研(株)参与	
		2014年12月	ケイティー戦略経営オフィス開設	
		2015年11月	当社常勤監査役	
		2016年 3月	当社社外取締役〔常勤監査等委員〕(現任)	
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 同氏は、金融業界及び監査法人、コンサル会社等における豊富な経験から、財務及び会計、企業経営に関する相当程度の知見を有しており、社外取締役として取締役会を含む重要な経営会議への出席及び任意の指名・報酬委員会の委員長として独立した立場からの確な意見をいただいております。当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
2	なかはま あけみつ 中浜明光 (1948年11月5日生) (再任)	1971年 4月	監査法人丸の内会計事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所	5,000株
		1974年 9月	公認会計士登録	
		2014年 1月	中浜明光公認会計士事務所開設(現任)	
		2014年 5月	当社社外監査役	
		2015年 8月	ミタチ産業(株)社外取締役(のちに機関変更により社外取締役〔監査等委員〕・現任)	
		2016年 1月	トビラスシステムズ(株)社外監査役(のちに機関変更により社外取締役〔監査等委員〕・現任)	
		2016年 3月	当社社外取締役〔監査等委員〕(現任)	
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>同氏は、公認会計士として監査法人における長年にわたる豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外取締役として取締役会を含む重要な経営会議への出席及び任意の指名・報酬委員会の委員として独立した立場からの確かな意見をいただいております。当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。</p>				

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者とも、社外取締役の候補者であります。
3. 当社は、時田光一郎氏及び中浜明光氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。
4. 時田光一郎氏及び中浜明光氏の当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 中浜明光氏が2017年3月から社外取締役(監査等委員)を務めていた株式会社MTGは、2019年5月、当社グループにおいて不適切な営業取引行為・会計処理がなされていたことが判明いたしました。同氏は本事実が判明するまでそのことを認識しておりませんが、日頃から取締役会等においてコンプライアンスの重要性について意見を述べてまいりました。本事実発覚後は、再発防止策の策定及び実施等に関して適宜指摘を行うなど、その職責を遂行いたしました。
6. 当社は両氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該責任限定契約の内容の概要については、「事業報告 4. 会社役員に関する事項 (2) 責任限定契約の内容の概要」に記載の通りであります。各候補者の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要については、「事業報告 4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載の通りであります。各候補者の選任が承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役候補者の専門性と経験 (スキルマトリックス)

第1号議案及び第2号議案をご承認いただいた場合の取締役会の構成及び各取締役が特に有する専門性及び経験は次の通りであります。

氏 名	当社における地位 (予定)	企業経営	業界の知識 経 験	会 計 財 務	営 業 マーケティング	人 事 労 務	法 務
山 本 賢 治	代表取締役社長 執行役員 CEO 兼 COO	●	●	●	●		
印 田 昭 彦	常務取締役 執行役員	●	●		●	●	●
新 田 義 正	常務取締役 執行役員	●	●	●	●		
金 子 智 成	取 締 役 執行役員	●	●		●		
時 田 光 一 郎	社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	●		●	●		
中 浜 明 光	社 外 取 締 役 監 査 等 委 員			●			
竹 内 裕 美	社 外 取 締 役 監 査 等 委 員						●

以 上

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行により、経済活動の正常化が進むとともに、雇用情勢にも改善の動きが見られるなど、景気は緩やかな回復基調となりました。一方、円安の進行やロシア・ウクライナ情勢の長期化、中東情勢の緊迫化に伴う地政学リスクに起因した資源・エネルギー価格の高止まりなど、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

住宅業界におきましては、こどもエコすまい支援事業等の政府による後押しがあるものの、資源価格の高騰を受けた木材・住宅設備機器等の値上げによる消費マインドの低下、設計職・施工監理職など専門職技術者の人材不足など、依然として厳しい状況となっております。

このような環境下で、当社グループは「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し、一生涯のおつきあいをする」ことをミッションに掲げ、お客様にとって価値あるサービスが提供できるよう、住宅に関するニーズにワンストップで応え、あらゆる相談に対応できる利便性の高い体制の構築に努めてまいりました。

また、2021年2月に策定した中期経営計画の3つの基本方針「競争力強化」「成長拡大戦略」「環境変化への対応力強化」に基づき、2030年に売上高300億円達成を目標とする長期ビジョン「Vision 2030 forward 300」の実現に向けて、グループブランド「r-cove* (アール・コーブ)」の強化・浸透を図り、グループ内のシナジーを最大限に発揮してグループ全体で収益拡大に取り組んでまいりました。

当連結会計年度におきましては、新築住宅事業において、木材・住宅設備機器の価格高騰の影響を受けるなど消費マインドの低下から受注が低調となったものの、主力の住宅リフォーム事業において、外壁塗装などの住まいのメンテナンス需要やキッチン・浴室などの水回り機器の入れ替え需要が堅調に推移しました。また、不動産流通事業においても、不動産仲介時に提案するリフォーム工事の受注が好調であったことから前期に比べ増収増益となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は7,399百万円（前期比5.0%増）、営業利益は336百万円（前期比48.4%増）、経常利益は335百万円（前期比44.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は204百万円（前期比51.4%増）となりました。

セグメントの業績は、以下の通りであります。

(住宅リフォーム事業)

住宅リフォーム事業におきましては、建築士などの資格を有するデザイナーによる機能性・デザイン性の高いリフォームを提供するとともに、屋根・外壁塗装等の外装や玄関アプローチ・カーポート等のエクステリアに特化した専門部署において、専門性の高いノウハウを活かした提案を行うなど、安定的な営業活動を展開してまいりました。加えて、当社リフォーム店舗に併設している子会社のインテリア販売拠点を活用し、住宅リフォームに家具やカーテンをセットでコーディネートするなど、グループ内のシナジーを活かしてお客様満足度の向上に努めてまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症への対策リフォームとして、オリジナル建材の「無添加厚塗りしっくい[®]」やお客様が在宅したまま1日で施工可能な光触媒コーティング「ナノ抗菌R*コート」など、抗ウイルス効果のある建材を使用したリフォームの提案を積極的に行い、新たな需要の取り込みにも注力してまいりました。

当連結会計年度における当事業の業績につきましては、住まいのメンテナンス需要が堅調であったことに加え、テレビCMやYouTubeなどのSNSを活用した広告宣伝戦略が効果的に機能したことから、売上高は6,046百万円（前期比8.0%増）、セグメント利益は292百万円（前期比50.9%増）となりました。

(新築住宅事業)

新築住宅事業におきましては、オリジナル建材である「無添加厚塗りしっくい[®]」や、無垢の木材、薩摩中霧島壁などの自然素材を活かし、デザイン性や機能性を高めた4つの注文住宅ラインナップを揃えており、お客様のニーズに合わせた提案を行うとともに他社との差別化に注力してまいりました。また、反響のあったお客様に対する自動メール配信や反響分析の管理ツールを導入・活用するなど、営業活動の効率化にも取り組んでまいりました。

当連結会計年度における当事業の業績につきましては、木材・住宅設備機器等の値上げに伴う消費マインドの低下が続いており、前期からの繰越受注棟数の減少により引渡棟数も減少したことから、売上高は464百万円（前期比34.5%減）、セグメント損失は37百万円（前期はセグメント利益3百万円）となりました。

(不動産流通事業)

不動産流通事業におきましては、地域密着型の強みを活かして良質な小規模分譲地の仕入れに注力し、自社での新築注文住宅や新築分譲住宅用地として活用するなど、事業間のシナジーを発揮してまいりました。また、買取再販物件に当社グループの強みであるリノベーション・デザインリフォームをコーディネートしてお客様に提案するなど、資産価値の創造、魅力ある住まいづくりを積極的に推進してまいりました。

当連結会計年度における当事業の業績につきましては、2023年5月に販売を開始した中規模分譲宅地や名古屋市内・近郊における良質な小規模宅地の販売が好調であったことに加え、不動産仲介時に提案するリフォーム工事の受注が堅調であったことから、売上高は888百万円（前期比20.4%増）、セグメント利益は81百万円（前期比175.3%増）となりました。

（単位：百万円）

セグメントの名称	売上高
住宅リフォーム事業	6,046
新築住宅事業	464
不動産流通事業	888
合計	7,399

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資（無形固定資産を含む）の総額は89百万円であります。その主な内容は、新店舗の建築・内装・設備、新築モデルハウス用地の取得等による設備投資であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループの主な資金需要は、M&Aや販売用不動産購入資金等であります。

当連結会計年度における主な資金調達は、長期借入れによる資金調達200百万円であり、長期借入金残高は1,012百万円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループの主たる事業である住宅業界を取り巻く環境におきましては、住宅取得や住宅改修のための各種補助金制度の継続など、政府による需要喚起のための後押しはあるものの、中長期的な新築住宅着工棟数の減少傾向に加え、住宅ローン金利の先高観、土地価格や建築コストの上昇等による住宅取得や大規模改修に対するマインドの低下、設計職・施工監理職等の専門職技術者の人材不足など、依然として厳しい状況が続くものと思われま。

このような環境の下、当社グループは持続可能な社会の実現に向けて、「安らぐ『暮らし』を創造し、心豊かな社会を実現する」ことを当社グループの存在意義として掲げ、長期ビジョン「Vision2030」及び2024年度を初年度とする3カ年の第2次中期経営計画を策定いたしました。この基本方針に基づき、当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、以下の点を重要課題として捉え対処してまいります。

① 人材力の強化

当社グループは、顧客へのサービス向上と持続的な成長発展のために、多種多様で優秀な人材を継続的に確保し育成することが重要であると認識しております。そのために、様々なポテンシャルを持つ方や性別など、属性の違いを超えた多様な人材の確保に向けて、新規学卒者を中心に積極的な採用を行い、将来、経営層・幹部層として活躍できる人材を育てるため、入社1年目から経営トップによる研修を実施するなど、階層別の研修を実施して社員の資質向上を図ってまいります。加えて、建築士等の有資格者など、即戦力のキャリア採用にも注力し、知識・経験を十二分に活用してまいります。

また、社員自らが福利厚生や社内行事の企画運営を行うことにより自主性を醸成し、安心して働くことのできる仕組みづくりや働きがいのある環境づくりに取り組むとともに、さらなる事業拡大に必要な人材の育成・組織体制の整備を進めてまいります。

② 既存営業エリアの拡大と深耕

住宅ビジネスにおいて成長発展するためには、現在の商圈に留まることなく、新規出店による営業エリアの拡大が必須であると認識しております。このための具体的な戦略として、既存営業エリアに隣接するエリアへ新規出店してまいります。また、既存営業エリア内においても既存店と既存店の間に新店舗を開設し、より地域に密着した「地域一番店」として顧客からの認知度を上げるとともに、営業活動の効率化を図る「ドミナント戦略」を推し進めてまいります。

また、住宅ビジネスにおける営業エリアの拡大には、新たなサプライチェーンの構築が鍵となります。既存のサプライチェーンを活用しながら、持続的にサプライチェーンを展開・安定させることで、顧客が求める利便性をさらに高めるとともに、創業半世紀という長い歴史の中で築き上げてきた施工品質の維持・向上に努め、「住まいのかかりつけ医」として顧客が気軽に相談できる関係づくりと、さらなる顧客満足の追求に努めて着実な成長を図ってまいります。

③ 新規営業基盤の獲得 (M&A)

2030年に向けた長期ビジョン「Vision 2030」にて掲げた目標を達成するためには、成長スピードをさらに加速させることが必要であると認識しております。具体的には、M&Aやアライアンス等を活用して全国の中堅・中小工務店と連合し、より大きな企業集団となることで、IT技術への積極的な投資や、共同仕入れによる購買力向上によって収益力を高めるなど、グループ化によるシナジーを発揮してまいります。

また、当社グループの得意とする集客ノウハウや顧客関係構築ノウハウをグループ会社で共有することによって、顧客との強いつながりを築き、それぞれの地域にとって当社グループが無くてはならない存在となることを目指してまいります。

④ ITやDXのさらなる導入

労働集約性の高いビジネスである住宅事業を展開拡大していく上では、専門的知識や豊富な経験を有する人材を多く必要としております。しかしながら、建設業界における専門技術者の有効求人倍率高止まり等から十分な人材の確保ができず、機会損失が生じるおそれがあると認識しております。この課題を克服するために、AIやIoTなどの情報処理技術を積極的に導入して省力化運営の業務フローを確立するとともに、DXを進めて現場品質の向上と施工ノウハウの共有を進め、社員一人あたりの生産性をさらに高めてまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年12月度 第46期	2021年12月度 第47期	2022年12月度 第48期	2023年12月度 (当連結会計年度) 第49期
売上高(千円)	5,396,615	6,913,577	7,046,602	7,399,680
経常利益(千円)	38,595	207,496	232,098	335,169
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)(千円)	△13,352	90,184	135,160	204,611
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	△10.39	69.80	103.63	154.94
総資産(千円)	4,270,499	4,175,224	4,243,116	4,356,318
純資産(千円)	1,415,479	1,499,439	1,627,759	1,830,095
1株当たり純資産(円)	1,076.19	1,124.79	1,197.37	1,322.83

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社トーヤハウス	10,000千円	100.0%	新築住宅事業、住宅リフォーム事業、不動産流通事業
アプリコット株式会社	3,000千円	100.0%	インテリア関連商品の販売・コーディネート業
株式会社MIMA	10,000千円	100.0%	住宅リフォーム事業、不動産流通事業

(7) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

セグメントの名称	主要な事業内容
住宅リフォーム事業	住宅リフォーム・リノベーション工事の請負・施工
新築住宅事業	新築注文住宅の設計・請負・施工
不動産流通事業	不動産の売買・仲介・買取再販、新築分譲住宅の販売

(8) 主要な営業所 (2023年12月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	名古屋市中区栄
天白店	名古屋市天白区島田
千種店	名古屋市千種区香流橋
中村店	名古屋市中村区豊国通
緑店	名古屋市緑区鴻仏目
北店	名古屋市北区域見通
刈谷東浦店	愛知県知多郡東浦町緒川北新田
豊田店	愛知県豊田市小坂本町
春日井店	愛知県春日井市八田町
一宮店	愛知県一宮市城崎通
岡崎店	愛知県岡崎市戸崎町
瀬戸尾張旭店	愛知県尾張旭市東大道町
豊橋店	愛知県豊橋市中岩田
御器所店	名古屋市昭和区御器所通
岐阜県庁前店	岐阜県岐阜市藪田南
N - B a s i c 神戸西店	神戸市西区小山
N - B a s i c 神戸HDC店	神戸市中央区東川崎町

② 子会社

名 称	所 在 地
株 式 会 社 ト ー ヤ ハ ウ ス	熊本市東区桜木
ア プ リ コ ッ ト 株 式 会 社	兵庫県姫路市飾磨区
株 式 会 社 M I M A	大阪府八尾市中田

(9) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
193名 (37名)	1名減 (1名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を()内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
143名 (29名)	2名減 (－)	38.9歳	6.03年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を()内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2023年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	273,334千円
岡 崎 信 用 金 庫	174,978千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	163,757千円
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	147,430千円
大 阪 シ テ ィ 信 用 金 庫	107,915千円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	100,000千円
株 式 会 社 愛 知 銀 行	83,280千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 3,700,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,322,929株 (自己株式28,631株を除く)
- (3) 株主数 1,295名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ニ ッ ソ ウ	282,000 株	21.31 %
合 同 会 社 ヤ マ モ ト ・ ト ラ ス ト	116,500 株	8.80 %
安 江 由 奈	90,940 株	6.87 %
株 式 会 社 山 西	85,500 株	6.46 %
岡 崎 信 用 金 庫	63,800 株	4.82 %
株 式 会 社 ノ バ ・ エ ン タ ー プ ラ イ ゼ ス	55,900 株	4.22 %
安 江 工 務 店 従 業 員 持 株 会	44,300 株	3.34 %
印 田 昭 彦	33,360 株	2.52 %
美 馬 功 之 介	28,800 株	2.17 %
ジャパnbストレスキューシステム株式会社	21,300 株	1.61 %

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (28,631株) を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 合同会社ヤマモト・トラストは、当社代表取締役社長である山本賢治氏が全額出資する資産管理会社であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行決議日		第4回新株予約権	第5回新株予約権	株式報酬型 第1回新株予約権	
2018年3月9日		2018年3月9日	2018年3月29日	2019年4月9日	
新株予約権の数		337個	380個	100個	
役員の 保有状況	取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数	83個	200個	60個
		目的となる株式数	8,300株	20,000株	6,000株
	保有者数	4名	4名	3名	
	取締役(監査等委員)	新株予約権の数	50個	－個	40個
目的となる株式数		5,000株	－株	4,000株	
保有者数		2名	－名	1名	
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	普通株式	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数		33,700株	38,000株	10,000株	
新株予約権1個当たり発行価額		3,600円	無償	無償	
新株予約権行使時の1株当たり払込金額		1,592円	1,476円	1円	
新株予約権の行使期間		2021年4月1日から 2025年3月31日まで	2021年4月1日から 2025年3月31日まで	2019年5月7日から 2049年5月6日まで	

発行決議日		株式報酬型 第2回新株予約権	株式報酬型 第3回新株予約権	株式報酬型 第4回新株予約権	
2021年7月9日		2021年7月9日	2022年5月13日	2023年5月12日	
新株予約権の数		210個	345個	353個	
役員の 保有状況	取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数	160個	321個	341個
		目的となる株式数	16,000株	32,100株	34,100株
	保有者数	3名	4名	4名	
	取締役(監査等委員)	新株予約権の数	50個	24個	12個
目的となる株式数		5,000株	2,400株	1,200株	
保有者数		1名	1名	1名	
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	普通株式	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数		21,000株	34,500株	35,300株	
新株予約権1個当たり発行価額		無償	無償	無償	
新株予約権行使時の1株当たり払込金額		1円	1円	1円	
新株予約権の行使期間		2021年7月26日から 2051年7月25日まで	2022年5月30日から 2052年5月29日まで	2023年5月29日から 2053年5月28日まで	

(注) 社外取締役(監査等委員を除く)の保有状況につきましては、該当がないため記載を省略しております。

・行使の条件 第4回

- 1) 新株予約権者は、2018年12月期乃至2023年12月期の、いずれかの2期連続する事業年度の当社の経常利益の合計額が、500百万円を超過した場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権を、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
なお、上記における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- 2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

・行使の条件 第5回

- 1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、相続人1人に限り相続できる。ただし、予め新株予約権の割当てを受けた者が、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、本新株予約権行使はできなくなり、本新株予約権は失効する。
- 3) その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

・行使の条件 株式報酬型第1回・株式報酬型第2回・株式報酬型第3回・株式報酬型第4回

- 1) 新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社関係会社の取締役、監査役及び従業員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日(10日目が休日(に当たる場合には前営業日))を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- 2) 新株予約権者は、上記1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- 3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。
- 4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議日	2022年11月9日	2022年11月9日
新株予約権の数	1,445個	1,500個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	144,500株	150,000株
新株予約権1個当たり発行価額	614円	663円
新株予約権行使時の1株当たり払込金額	1,500円	1,800円
新株予約権の行使期間	2022年11月28日から 2025年11月27日まで	2022年11月28日から 2025年11月27日まで
割当先	マッコリー・バンク・リミテッド	マッコリー・バンク・リミテッド

- ・行使の条件 第6回・第7回
各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2023年12月31日現在)

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
山本賢治	代表取締役社長執行役員	最高経営責任者(CEO)兼最高執行責任者(COO) (同)ヤマモト・トラスト代表社員
印田昭彦	常務取締役執行役員	管理部門担当 事業サポート部部长 (株)トーヤハウス監査役 アプリコット(株)監査役 (株)MIMA監査役
新田義正	常務取締役執行役員	事業部門担当 (株)トーヤハウス代表取締役 アプリコット(株)代表取締役 (株)MIMA代表取締役
金子智成	取締役執行役員	住宅リフォーム事業部事業部長
時田光一郎	取締役 (常勤監査等委員)	-
中浜明光	取締役 (監査等委員)	中浜明光公認会計士事務所所長 ミタチ産業(株)社外取締役【監査等委員】 トピラスシステムズ(株)社外取締役【監査等委員】
竹内裕美	取締役 (監査等委員)	弁護士法人鬼頭・竹内法律事務所パートナー 未来工業(株)社外取締役【監査等委員】 公立大学法人名古屋市立大学監事

- (注) 1. 取締役時田光一郎氏、中浜明光氏及び竹内裕美氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役時田光一郎氏、中浜明光氏及び竹内裕美氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 取締役中浜明光氏は、公認会計士の資格を有しており、監査法人における長年にわたる豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役竹内裕美氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は3名の監査等委員のうち、時田光一郎氏を常勤監査等委員に選定しております。常勤監査等委員を選定した理由は、日常的に情報を収集し、執行部門からの業務報告を定期的に聴取し、現場の実査を行うことを職務とする者からの情報を監査等委員会の全員で共有することを通じて、監査等委員会の審議・活動を一層実効的なものとするためであります。
6. 当社では、迅速な業務執行を目的として、執行役員制度を導入しております。当事業年度末日現在における、取締役を兼務しない執行役員は、次の通りであります。

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
永田 岳 則	執 行 役 員	経理部部长 最高財務責任者 (CFO) アプリコット(株)取締役 (株)MIMA取締役
浅井 勇 一	執 行 役 員	新築住宅部部长
三浦 伸 也	執 行 役 員	不動産流通部部长
山崎 健二朗	執 行 役 員	品質管理部部长

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、該当する取締役と同規定に基づく責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、子会社を含むすべての取締役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。

① 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

② 保険料

保険料は全額会社負担としております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年10月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役の指名・報酬に係るプロセスの透明性・客観性を高め、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させるため、委員長を含む3名全員が独立社外取締役で構成された任意の指名・報酬委員会を設置しております。同委員会では、取締役の個人別の報酬等の内容と決定方針の整合性を確認した上で、答申しているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次の通りであります。

イ. 基本方針

当社は、報酬水準について外部機関が実施する調査データを活用するとともに、会社業績及び各取締役の役位、職責、経営能力等を考慮して決定することを基本方針としております。

ロ. 取締役の報酬等の種類とその算定方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は基本報酬、業績連動報酬、中長期インセンティブとしてのストック・オプションにて構成しております。また、監査等委員である取締役の報酬等は、業務執行を行わず経営に対して監督・助言する立場にあることを考慮し、基本報酬、ストック・オプションにて構成しております。

基本報酬は、各取締役の役位、職責、経営能力等を考慮して決定しております。

業績連動報酬は、前連結会計年度の連結営業利益金額に前連結会計年度の連結営業利益予想金額との差額を加減した金額と当連結会計年度の連結営業利益予想金額を平均した額に、業績評価基準係数（0.7%～1.1%の範囲内で每期決定する）及び役位別乗数（1.0～2.3）を乗じた金額を個人別業績連動報酬（年額）とし、毎月の基本報酬とともに1/12ずつを毎月の固定金銭報酬として支給しております。ただし、当連結会計年度の連結営業利益金額が、同予想金額に対して150%超となった場合には、当該超過分に係数と役位別乗数を乗じた金額を賞与として支給できることとしております。なお、業績連動報酬算定の指標として連結営業利益を選定した理由は、取締役の貢献が直接的に反映され、事業に直結した指標であるためであります。

なお、基本報酬と業績連動報酬の概ねの割合を8：2としております。

非金銭報酬である株式報酬型ストック・オプションは、各取締役の役位別乗数と在任月数を考慮して決定しており、原則として毎年付与し、行使価格を1株当たり1円として、取締役を退任後に権利行使を可能とすることを条件としております。

② 取締役の報酬等に関する株主総会決議の内容

当社の監査等委員でない取締役の報酬限度は2019年3月28日開催の第44回定時株主総会において年額150,000千円以内、別枠でストック・オプション報酬額として年額45,000千円以内と決議いただいております（決議当時の員数4名）。

監査等委員である取締役の報酬限度は2016年3月31日開催の第41回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております、2019年3月28日開催の第44回定時株主総会において前述の報酬限度額とは別枠で、ストック・オプション報酬額として年額5,000千円以内と決議いただいております（決議当時の員数3名）。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	人員 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額 (千円)		
			基本報酬	業績連動報酬	ストック・オプション
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	4 (一)	84,726 (一)	51,227 (一)	11,572 (一)	21,926 (一)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3 (三)	15,171 (15,171)	14,400 (14,400)	— (一)	771 (771)
合計 (うち社外取締役)	7 (三)	99,897 (15,171)	65,627 (14,400)	11,572 (一)	22,697 (771)

- (注) 1. 上記の他、監査等委員でない取締役が子会社から受けた取締役の報酬等の額は7,400千円であります。
 2. スtock・オプションは中長期インセンティブとして支給されたものであり、その内容は「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載の通りであります。
 3. 当事業年度における業績指標に関する実績は以下の通りであります。

前連結会計年度の 連結営業利益金額 (千円) (2022年12月期予想)	前連結会計年度の 連結営業利益金額 (千円) (2022年12月期実績)	当連結会計年度の 連結営業利益予想金額 (千円) (2023年12月期予想)	業績評価基準係数
219,463	226,809	242,730	1.0%

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

「4. (1)取締役の状況」に記載の社外役員の重要な各兼職先と当社との間に特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	時 田 光 一 郎	当事業年度開催の取締役会14回すべて、監査等委員会15回すべてに出席し、長年の大手都市銀行、監査法人等勤務における豊富な経験から必要な発言を適宜行っております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員長として当事業年度に開催された委員会4回すべてに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 浜 明 光	当事業年度開催の取締役会14回すべて、監査等委員会15回すべてに出席し、長年の監査法人における豊富な経験や、公認会計士としての専門的な見地から必要な発言を適宜行っております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員として当事業年度に開催された委員会4回すべてに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	竹 内 裕 美	当事業年度開催の取締役会14回すべて、監査等委員会15回すべてに出席し、弁護士として専門的な知見と豊富な経験から必要な発言を適宜行っております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員として当事業年度に開催された委員会4回すべてに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条の規定に基づき、書面決議を3回実施しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人コスモス

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について相当、妥当と判断し同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査等委員会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社グループは、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下の通りであります。

- ① 取締役及び使用人ならびにグループ会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規程の整備、社内通報制度の導入、ならびにその周知と運用の徹底を図っていく。このため当社は、コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンスを推進させるとともに、内部監査室は、コンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為については社長及び監査等委員会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
職務執行に係る重要文書及びその他の情報については、文書管理規程等に基づき保存・管理を行い、取締役が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。
- ③ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合のリスク管理規程も併せて整備する。
- ④ 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催することで機動的・効率的な経営判断を行う。さらに、取締役会の決議を受けて各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務を遂行するため、毎月定期的に幹部会を開催する。各部門の遂行状況については、取締役会及び幹部会に報告の上協議され、施策・業務遂行体制を阻害する要因があれば分析し改善を図っていく。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
関係会社管理規程を定め、子会社の株主総会及び取締役会等の記録、業績内容、その他重要な事項について当社へ報告する。
- ⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。また、当社の内部統制システムに関する体制は、グループ会社全体での整備と運用を範囲とし、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。内部監査室は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、結果を社長及び監査等委員会ならびにグループ各社社長に報告する。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置く体制と当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。また、内部監査室は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従う。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）または使用人は、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに監査等委員会に報告する。
- ⑨ 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は取締役会及び業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料の閲覧が原則自由にできる。また、監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く）及び重要な使用人から個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室及び監査法人との定期的な意見交換を行う。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制
当社グループは市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断し、取引や資金提供等を行わないことはもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨み、これを拒絶する。これに備え、平素から、警察、暴力追放県民会議、弁護士等外部の専門機関との連携を築く。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び当社グループは、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しております。また、確認調査の結果、判明した問題点につきましては是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社及び当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下の通りであります。

① コンプライアンス体制に関する運用状況

コンプライアンス委員会を当事業年度において4回開催し、①業務執行におけるコンプライアンスの実践状況の把握 ②内部通報制度の運用状況の確認 ③インサイダー取引防止の適切な運用のための情報発信等コンプライアンス活動を推進してまいりました。

② リスク管理体制に関する運用状況

リスク管理に関しては、事業サポート部において具体的なリスクを想定、分類し把握するとともに管理しています。半年に1回取締役会にて状況を報告し情報共有を行っております。

③ 効率的職務執行体制に関する運用状況

幹部会を当事業年度において毎月1回合計12回開催し、取締役会も14回開催しております。役員及び幹部の情報交換を行うとともに経営に係る情報を共有し、担当部門の業務執行の適正性や迅速な業務執行と意思決定を逐次確認しております。

④ 監査等委員会に関する運用状況

監査等委員会は、社外取締役3名で構成されており当事業年度においては15回開催し、取締役会やその他の重要な会議に出席しております。また、監査・監督の実効性の向上、内部監査部門を活用した監査の実施により、内部統制の実効性の向上を図っております。さらに、会計監査人と意見交換を通じて、監査の質の向上に努めております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2023年2月24日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」という。）を定めており、その内容等は次の通りであります。

① 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、大規模買付行為の中には、その目的等から判断して、あるいは当社グループ固有の企業価値の源泉を十分に理解していないため、将来実現することのできる当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう可能性があるものや、その態様から大規模買付行為に応じることを株主の皆様に強要するおそれのあるものが含まれる可能性があります。

この点に関し、現行の金融商品取引法の下では、市場内での大規模買付行為は規制対象とならないことから、市場内での濫用的な大規模買付行為に対応することができません。加えて、公開買付制度が適用される大規模買付行為に関しても、金融商品取引法で認められている買付者に対する質問については意見表明報告書に質問を付すこともできますが、当該質問への対応についても、買付者は対質問回答報告書を提出して回答する義務があるものの、十分な回答を行うとは限らない上、理由を付して回答を行わないこともできます。このように、公開買付制度が適用される大規模買付行為であっても、株主及び投資家の皆様に対して十分な情報開示がなされず、または公開買付けに応じるか否かを検討する時間を十分に確保することができないままに、その賛否の対応を迫られる場合があることは否定できません。

そこで、当社取締役会は、株主及び投資家の皆様が買付者による大規模買付行為を評価する際、買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が、適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。また、付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

イ. 企業価値向上への取組み

当社グループは2024年2月に長期ビジョン「Vision 2030」及び第2次中期経営計画を策定しております。当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図る戦略として、「1. 企業集団の現況に関する事項 (4) 対処すべき課題」に記載の事項を重要課題として認識し、それぞれに対処するための取組みを行っております。

ロ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し一生涯のおつきあいをする」をミッションとして掲げ、また、「企業は社会の公器である」との理念のもと、健全で持続的な成長により、顧客、株主、取引先等、あらゆるステークホルダーの社会的信頼に添えていくことを企業経営の基本的使命と位置づけております。したがって、企業価値の向上に努めるとともに、会社業務の執行の公平性、透明性及び効率性の確保に努めるため、コーポレート・ガバナンス体制の確立と内部統制システムの整備を行っております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

イ. 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策の概要

当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとする者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主及び投資家の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付行為を行おうとする者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付行為を行おうとする者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」という。）を導入しております。

また、本プランは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、本プランは、2023年3月29日開催の第48回定時株主総会において継続が承認されており、有効期間は2026年3月開催予定の定時株主総会終結の時までとなっております。詳細な内容につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.yasue.co.jp/ir/>) に掲載の2023年2月24日付「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご覧ください。

ロ. 上記の取組みに対する当社取締役会の判断及び理由

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の以下の内容を踏まえております。

- i. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則
- ii. 事前開示・株主意思の原則
- iii. 必要性・相当性確保の原則
 - ・独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底
 - ・合理的な客観的発動要件の設定
 - ・デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

したがって、本プランは上記の内容を踏まえた高度の合理性を有する公正性・客観性が担保され、株主共同の利益が確保されたプランであり、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益分配を経営上の重要課題の一つとして位置づけており、当期業績や中長期の業績見通し及び経営環境を勘案し、株主の皆様へ適正かつ安定的な配当を継続することを基本方針としております。

2023年12月期につきましては、上記方針を踏まえ、2024年2月27日開催の取締役会において、1株当たりの年間配当金を40円とさせていただきます。

なお、剰余金の配当等につきましては、会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

また、当社は、自己株式の取得につきましては、機動性を確保する観点から、当社定款第6条の規定に基づき取締役会の決議によることとしております。

取締役会においては、機動的な資本政策等の遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮した上で、総合的に判断することとしております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,023,931	流動負債	1,925,486
現金預金	1,235,435	工事未払金	411,740
完成工事未収入金	239,808	買掛金	19,994
売掛金	31,189	短期借入金	125,000
未成工事支出金等	259,481	1年内返済予定の長期借入金	439,260
販売用不動産	1,215,030	未払金	144,833
材料貯蔵品	12,954	未払法人税等	95,652
その他	31,619	未成工事受入金	455,818
貸倒引当金	△1,587	賞与引当金	59,789
固定資産	1,332,386	完成工事補償引当金	35,819
有形固定資産	1,037,604	その他	137,577
建物・構築物	352,978	固定負債	600,735
土地	637,544	長期借入金	573,535
建設仮勘定	737	その他	27,200
その他	46,343	負債合計	2,526,222
無形固定資産	120,464	(純資産の部)	
のれん	106,748	株主資本	1,748,858
ソフトウェア	11,648	資本金	263,350
その他	2,067	資本剰余金	252,680
投資その他の資産	174,317	利益剰余金	1,261,183
投資有価証券	6,260	自己株式	△28,356
繰延税金資産	84,485	その他の包括利益累計額	1,155
その他	83,572	その他有価証券評価差額金	1,155
		新株予約権	80,081
		純資産合計	1,830,095
資産合計	4,356,318	負債純資産合計	4,356,318

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	6,409,364	
兼業事業売上高	990,315	7,399,680
売上原価		
完成工事原価	4,248,667	
兼業事業売上原価	682,793	4,931,460
売上総利益		
完成工事総利益	2,160,697	
兼業事業総利益	307,522	2,468,219
販売費及び一般管理費		2,131,622
営業利益		336,597
営業外収益		
受取利息及び配当金	194	
補助金収入	1,008	
売電収入	2,083	
その他	3,513	6,800
営業外費用		
支払利息	4,442	
支払手数料	423	
売電費用	991	
その他	2,370	8,228
経常利益		335,169
特別利益		
固定資産売却益	1,237	
投資有価証券売却益	82	
新株予約権戻入益	14	1,333
特別損失		
固定資産除却損	1,298	
減損損失	11,300	12,598
税金等調整前当期純利益		323,905
法人税、住民税及び事業税	135,188	
法人税等調整額	△15,895	119,293
当期純利益		204,611
親会社株主に帰属する当期純利益		204,611

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	256,858	246,187	1,095,916	△28,293	1,570,668
当期変動額					
新株の発行	6,492	6,492			12,985
剰余金の配当			△39,344		△39,344
親会社株主に帰属する 当期純利益			204,611		204,611
自己株式の取得				△62	△62
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	6,492	6,492	165,267	△62	178,189
当期末残高	263,350	252,680	1,261,183	△28,356	1,748,858

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△340	△340	57,431	1,627,759
当期変動額				
新株の発行				12,985
剰余金の配当				△39,344
親会社株主に帰属する 当期純利益				204,611
自己株式の取得				△62
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,496	1,496	22,649	24,146
当期変動額合計	1,496	1,496	22,649	202,335
当期末残高	1,155	1,155	80,081	1,830,095

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称
 - 株式会社トーヤハウス
 - アプリコット株式会社
 - 株式会社M I M A

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・未成工事支出金等

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・材料貯蔵品

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物・構築物 10～38年

- . 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間5年に基づいて
おります。

- ③ 重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸
念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上して
おります。
 - . 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度
に見合う分を計上しております。
 - ハ. 完成工事補償引当金
完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の完成工事に係る補償費等の実績
を基準として算定した将来の補償見込額を計上しております。
 - ニ. 工事損失引当金
受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生
が見込まれ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計
上しております。

- ④ 収益及び費用の計上基準
当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務
の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通
りであります。
(住宅リフォーム事業、新築住宅事業)
住宅リフォーム事業及び新築住宅事業においては主に、顧客との工事請負契約に基づく
住宅のリフォーム及び注文住宅の販売を展開しております。
当社グループは、これらの工事請負契約について、工事を施工・完成させる履行義務を
負っております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時
点までの期間がごく短いため、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充
足した時点で収益を認識しております。

(不動産流通事業)

不動産流通事業においては主に、不動産の買取再販、新築分譲住宅の販売、不動産の仲介等を展開しております。

不動産の買取再販、新築分譲住宅の販売において、当社は顧客との不動産売買契約に基づき当該不動産の引渡しを行う履行義務を負っており、当該履行義務は、不動産を引渡した一時点で充足されるものであるため、引渡時点で収益を認識しております。

不動産の仲介は、不動産の売買の際に、買主と売主の間に立ち、売買契約を成立させるため、顧客との媒介契約に基づき取引条件の交渉・調整等の契約成立に向けての業務、重要事項説明書の交付・説明、契約書の作成・交付及び契約の履行手続への関与等の一連の業務に関する履行義務を負っております。当該履行義務は、媒介契約により成立した不動産売買契約に関する物件が引渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点で収益を認識しております。

- ⑤ その他の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
のれんの償却方法及び償却期間
5～7年間で均等償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損損失

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
- | | |
|--------|-------------|
| 有形固定資産 | 1,037,604千円 |
| 減損損失 | 11,300千円 |

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、当連結会計年度末に保有する固定資産について、減損の兆候の有無を確認した上で減損損失の認識及び測定の要否を判断しております。減損の兆候の有無の確認、減損損失の認識及び測定を行うにあたっては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗等を基本としたグルーピングを行っており、当連結会計年度末に保有する固定資産について将来の回収可能性を検討した結果、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれる固定資産に対して減損損失を計上しております。

将来キャッシュ・フローの見積りについては、対象店舗等の市場の動向を考慮して策定された翌年度の事業計画や、過年度の計画達成状況等を基礎として算出しております。事業計画の算定にあたっては、契約件数、契約単価、人員数、広告宣伝費率等の仮定を用いております。市場環境等の変化により主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

(2) のれんの評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
- | | |
|-----|-----------|
| のれん | 106,748千円 |
|-----|-----------|

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、買収時の対象会社の超過収益力を前提としたのれんを計上しております。のれんについては、減損の兆候の有無について検討し、減損の兆候を識別した場合には、対象会社の事業計画等に基づいて算定した割引前将来キャッシュ・フローを帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。また、減損損失の認識が必要と判定された場合には、当該のれん計上額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。なお、当連結会計年度においては、のれんについて減損の兆候は識別されていません。

将来キャッシュ・フローの見積りについては、対象会社を取り巻く経営環境、及び市場の動向などに基づいて策定された事業計画や、買収時の事業計画達成状況等を基礎として算出しております。事業計画の算定にあたっては、契約件数、契約単価、人員数、広告宣伝費率等の仮定を用いております。市場環境等の変化により主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物・構築物	71,557千円
土地	204,930千円
計	276,488千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	22,074千円
長期借入金	53,226千円
計	75,300千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 407,343千円

(3) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における借入未実行残高等は、次の通りであります。

当座貸越限度額の額	1,030,000千円
借入実行残高	25,000千円
差引額	1,005,000千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,351,560株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 366,200株

(3) 配当に関する事項

① 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年2月27日 取締役会	普通株式	39,344	30	2022年12月31日	2023年3月15日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年2月27日 取締役会	普通株式	52,917	利益剰余金	40	2023年 12月31日	2024年 3月11日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

主に設備投資に必要な資金の調達を目的として、銀行等金融機関から借入により資金を調達しております。また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては顧客の信用状況を把握するとともに、債権残高を随時把握することを通じてリスクの軽減を図っております。また、法人顧客新規取引の開始に当たっては原則信用調査を行い、取引条件を含め取引の可否について判断をしております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式で、市場価格の変動リスクに晒されており、時価を把握し財務状況等を確認しております。

営業債務である工事未払金及び買掛金ならびに未払金は、概ね2か月以内の支払期日であります。

借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、主に固定金利で調達しており、償還日は決算日後、最長で12年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

販売管理規程に従い、営業債権を各部門において顧客案件ごとに回収期日及び残高を管理しております。また、定期的にヒアリングを実施し回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

法人顧客新規取引の開始に当たっては、与信管理規程に従い原則として受注先の信用調査を行い、取引条件を含め取引の可否について社長決裁を行っており、信用リスクに応じた審査体制をとっております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部門からの報告に基づき随時に資金繰状況を把握して管理するとともに、取引銀行と当座貸越契約を締結するなどして流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、「現金預金」、「完成工事未収入金」、「売掛金」、「工事未払金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	6,260	6,260	—
資産計	6,260	6,260	—
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,012,795	1,011,421	1,374
負債計	1,012,795	1,011,421	1,374

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	6,260	—	—	6,260
資産計	6,260	—	—	6,260

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,011,421	—	1,011,421
負債計	—	1,011,421	—	1,011,421

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものの時価について、元利金の合計額と、当該債務の残存期間を加味し新規に同様の借入を起こした場合に想定される利率で割り引いた現在価値より算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント (千円)			
	住宅リフォーム 事業	新築住宅 事業	不動産流通 事業	合計
売上高				
顧客との契約から 生じる収益	6,046,805	464,755	843,115	7,354,675
その他の収益	—	—	45,004	45,004
外部顧客への売上高	6,046,805	464,755	888,119	7,399,680

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度（千円）	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	256,985	270,998
契約負債	394,279	455,818

- (注) 1. 契約負債は、顧客との工事請負契約及び不動産売買等の契約について、履行義務を充足する前に顧客から、支払条件に基づき受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。
2. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、379,843千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用しており、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,322円83銭
1株当たり当期純利益	154円94銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	2,258,932	流動負債	1,467,667
現金預金	814,577	工事未払金	307,379
完成工事未収入金	206,654	短期借入金	100,000
未成工事支出金	161,410	1年内返済予定の長期借入金	396,308
販売用不動産	1,029,708	未払金	108,215
材料貯蔵品	4,063	未払法人税等	57,491
関係会社短期貸付金	15,400	未成工事受入金	351,905
その他	28,689	賞与引当金	49,695
貸倒引当金	△1,571	完成工事補償引当金	27,066
固定資産	1,669,476	その他	69,605
有形固定資産	853,488	固定負債	474,941
建物	246,268	長期借入金	462,326
構築物	17,751	その他	12,615
機械及び装置	4,160	負債合計	1,942,608
車両運搬具	16,212	(純 資 産 の 部)	
工具器具・備品	19,370	株主資本	1,904,563
土地	548,986	資本金	263,350
建設仮勘定	737	資本剰余金	252,680
無形固定資産	9,245	資本準備金	233,350
ソフトウェア	7,177	その他資本剰余金	19,329
その他	2,067	利益剰余金	1,416,888
投資その他の資産	806,743	利益準備金	4,010
投資有価証券	6,260	その他利益剰余金	1,412,878
関係会社株式	597,550	別途積立金	305,000
繰延税金資産	66,152	繰越利益剰余金	1,107,878
関係会社長期貸付金	88,100	自己株式	△28,356
その他	48,681	評価・換算差額等	1,155
		その他有価証券評価差額金	1,155
		新株予約権	80,081
		純 資 産 合 計	1,985,800
資産合計	3,928,409	負債純資産合計	3,928,409

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	4,799,106	
兼業事業売上高	575,799	5,374,905
売上原価		
完成工事原価	3,099,251	
兼業事業売上原価	435,506	3,534,758
売上総利益		
完成工事総利益	1,699,854	
兼業事業総利益	140,292	1,840,147
販売費及び一般管理費		1,565,412
営業利益		274,735
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,062	
関係会社業務受託収入等	11,320	
補助金収入	708	
売電収入	1,670	
その他	1,642	23,403
営業外費用		
支払利息	3,781	
支払手数料	247	
売電費用	728	
その他	2,076	6,834
経常利益		291,304
特別利益		
固定資産売却益	1,141	
投資有価証券売却益	68	
新株予約権戻入益	14	1,224
特別損失		
固定資産除却損	1,089	
減損損失	11,300	12,389
税引前当期純利益		280,139
法人税、住民税及び事業税	92,637	
法人税等調整額	△9,418	83,218
当期純利益		196,920

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	256,858	226,858	19,329	246,187	4,010	305,000	950,302	1,259,312
当期変動額								
新株の発行	6,492	6,492		6,492				
剰余金の配当							△39,344	△39,344
当期純利益							196,920	196,920
自己株式の取得								
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）								
当期変動額合計	6,492	6,492	-	6,492	-	-	157,576	157,576
当期末残高	263,350	233,350	19,329	252,680	4,010	305,000	1,107,878	1,416,888

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△28,293	1,734,064	△344	△344	57,431	1,791,152
当期変動額						
新株の発行		12,985				12,985
剰余金の配当		△39,344				△39,344
当期純利益		196,920				196,920
自己株式の取得	△62	△62				△62
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）			1,499	1,499	22,649	24,149
当期変動額合計	△62	170,498	1,499	1,499	22,649	194,648
当期末残高	△28,356	1,904,563	1,155	1,155	80,081	1,985,800

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・ 販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・ 材料貯蔵品

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10～38年
構築物	10～20年
工具器具・備品	5～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間5年に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の完成工事に係る補償費等の実績を基準として算定した将来の補償見込額を計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

（住宅リフォーム事業、新築住宅事業）

住宅リフォーム事業及び新築住宅事業においては、主に顧客との工事請負契約に基づく住宅のリフォーム及び注文住宅の販売を展開しております。

当社は、これらの工事請負契約について、工事を施工・完成させる履行義務を負っております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いため、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

（不動産流通事業）

不動産流通事業においては、主に不動産の買取再販、新築分譲住宅の販売、不動産の仲介等を展開しております。

不動産の買取再販、新築分譲住宅の販売において、当社は顧客との不動産売買契約に基づき当該不動産の引渡しを行う履行義務を負っており、当該履行義務は、不動産を引渡した一時点で充足されるものであるため、引渡時点で収益を認識しております。

不動産の仲介は、不動産の売買の際に、買主と売主の間に立ち、売買契約を成立させるため、顧客との媒介契約に基づき取引条件の交渉・調整等の契約成立に向けての業務、重要事項説明書の交付・説明、契約書の作成・交付及び契約の履行手続への関与等の一連の業務に関する履行義務を負っております。当該履行義務は、媒介契約により成立した不動産売買契約に関する物件が引渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損損失

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|--------|-----------|
| 有形固定資産 | 853,488千円 |
| 減損損失 | 11,300千円 |

- ② その他見積りの内容に関する理解に資する情報
「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記 (1) 固定資産の減損損失」に記載の通りであります。

(2) 関係会社株式の評価

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|--------|-----------|
| 関係会社株式 | 597,550千円 |
|--------|-----------|

- ② その他見積りの内容に関する理解に資する情報
当社は、買収時の事業計画を前提とした超過収益力を反映した価格で株式を買収しているため、関係会社株式の評価にあたり、取得原価と超過収益力を反映した実質価額を比較し、減損処理の要否を判定しております。

超過収益力の反映には、対象会社の事業計画等を用いており、その主要な仮定の内容については、「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記 (2) のれんの評価」に記載の通りであります。

市場環境等の変化により主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類における、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	23,662千円
土地	168,812千円
計	192,475千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	8,940千円
長期借入金	18,445千円
計	27,385千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 312,249千円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における借入未実行残高等は、次の通りであります。

当座貸越限度額の総額	900,000千円
借入実行残高	—
差引額	900,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は次の通りであります。

営業取引による取引高	8,731千円
営業取引以外の取引高	19,225千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	28,631株
------	---------

6. 税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産の発生 の 主な原因内訳

繰延税金資産

完成工事補償引当金	8,255千円
賞与引当金	15,157千円
未払事業税	4,752千円
棚卸資産の評価減	16,057千円
減価償却超過額	11,614千円
投資有価証券評価損	571千円
差入保証金	4,281千円
新株予約権	20,587千円
その他	16,376千円
繰延税金資産小計	97,654千円
評価性引当額	△26,300千円
繰延税金資産合計	71,354千円

企業結合に伴う時価評価差額

繰延税金負債

減価償却累計額	707千円
資産除去資産	2,012千円
企業結合に伴う時価評価差額	1,974千円
その他有価証券評価差額金	507千円
繰延税金負債合計	5,201千円
繰延税金資産純額	66,152千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名前	議決権等の 所有（被所有） 割合（%）	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 トーヤハウス	所有直接 100%	役員の兼任 業務受託	業務受託料の受取 (注2)	2,400	-	-
子会社	アプリコット 株式会社	所有直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 (注1)	-	関係会社 短期貸付金	15,400
				資金の回収	4,800	関係会社 長期貸付金	88,100
			利息の受取 (注1)	1,063	-	-	
			役員の兼任 業務受託 建物の賃貸	業務受託料の受取 (注2) 家賃の受取 (注3)	4,120	-	-
子会社	株式会社 M I M A	所有直接 100%	役員の兼任 業務受託	業務受託料の受取 (注2)	4,800	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利等を勘案しており、利率を合理的に決定しております。
 2. 業務受託料については、業務内容を勘案して両者協議により合理的に決定しております。
 3. 家賃については、近隣相場を参考して両者協議により合理的に決定しております。

8. 収益認識に関する注記

「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,440円53銭
1株当たり当期純利益	149円11銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

株式会社安江工務店
取締役会 御中

監査法人コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 岩村 豊正
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小室 豊和

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社安江工務店の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社安江工務店及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

株式会社安江工務店
取締役会 御中

監査法人コスモス

愛知県名古屋市

代表社員
業務執行社員 公認会計士 岩村 豊正

業務執行社員 公認会計士 小室 豊和

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社安江工務店の2023年1月1日から2023年12月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月19日

株式会社安江工務店 監査等委員会

常勤監査等委員 時 田 光一郎 ㊟

監 査 等 委 員 中 浜 明 光 ㊟

監 査 等 委 員 竹 内 裕 美 ㊟

(注) 監査等委員時田光一郎、中浜明光及び竹内裕美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

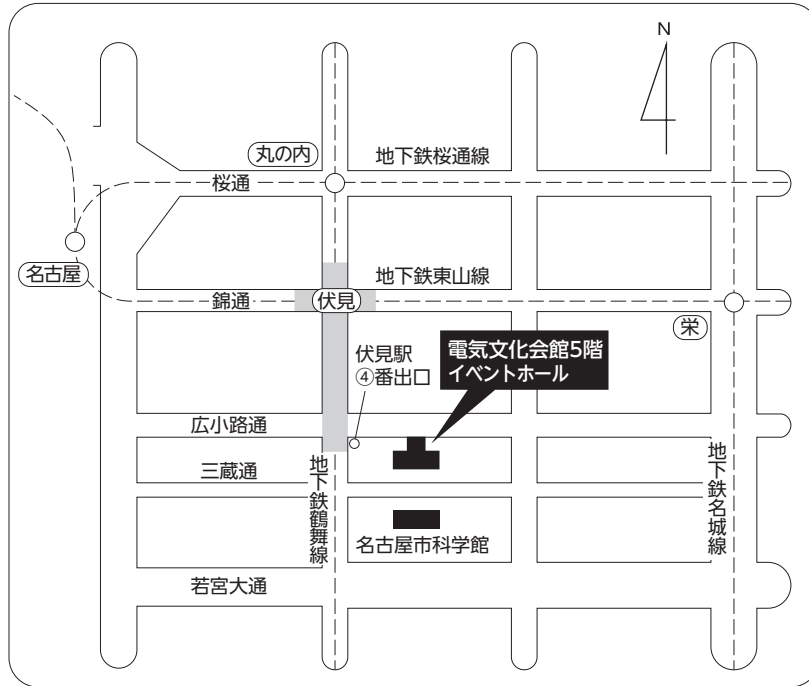
株主総会会場ご案内図

会場

名古屋市中区栄二丁目2番5号
電気文化会館5階 イベントホール
電話 (052) 204-1133

経路

地下鉄「伏見」駅4番出口から東へ徒歩2分
ご来場の際は、公共交通機関の
ご利用をお願い申し上げます。



株主の皆様へ

当社は、「定時株主総会決議ご通知」及び「株主通信」につきまして、地球環境等に配慮した省資源化の観点から、書面での郵送に代えて、当社ウェブサイトに掲載しております。「株主通信」では、当社グループの魅力をより一層ご理解いただける内容となっております。ぜひご覧ください。

第49期
株主通信



第49回
定時株主総会決議ご通知
※2024年3月28日掲載予定



当社ウェブサイト <https://www.yasue.co.jp/ir/>

